

	福祉専門職からの質問	市からの回答
1	今年度中に、対象者リスト全員分の個別避難計画を作成しないといけないのか。	お渡しているリストは、個別避難計画を作成する対象者の参考としてお示ししています。今年度中にリスト全員分の作成をお願いするものではありません。
2	施設入所者についても、同意登録取り下げ書の記入が必要か。	リストに掲載されている施設入所者については、個別避難計画を作成していただく必要はありません。
3	グループホーム利用者は、施設入所者に該当するのか。	グループホーム利用者は、施設入所者として扱います。そのため、個別避難計画を作成していただく必要はありません。
4	支援者2名を記載しないと委託料は受領できないのか。	2025年度の委託料については、支援者の方を2名ご記入いただく必要があります。
5	施設入所や長期入院化の方が同意登録を取り下げるには、本人・家族に意思確認が必要か。	施設入所または長期入院されている方が同意登録を取り下げる場合は、原則として、ご本人またはご家族の意思を確認していただく必要があります。ご本人やご家族であることを確認できる場合には、危機管理課にてお電話や窓口でも手続きを受け付けております。意思確認し、ご家族が希望された場合は、福祉専門職の皆さまから危機管理課まで同意登録取り下げ書を提出していただいても問題ありません。
6	施設入所や長期入院化の方で、身寄りがいない、かつ本人から意思確認ができない場合の同意登録の取り下げは、ケアマネジャーが判断すれば良いのか。	リストに掲載されている施設入所者については、個別避難計画を作成していただく必要はありません。施設入所または長期入院されている方が同意登録を取り下げる場合は、原則として、ご本人またはご家族の意思を確認していただく必要があります。施設入所の方については、危機管理課まで情報提供をお願いします。
7	業務委託期間は単年度となっている。次年度も更新作成、および委託料が発生するのか？	2026年度以降については、現在、市として検討を進めております。詳細が決定次第、改めて皆さまにご案内させていただきます。
8	単年度契約中に修正事項に気づいた場合、随時修正で良いのか。	修正事項に気づかれましたら、随時修正をお願いします。修正箇所は、朱書きでご記入いただき、ご提出をお願いします。
9	対象者リストの中に、支援を受けていない人がいる。	支援を受けておられない方については、個別避難計画を作成していただく必要はありません。今後の対応を検討するため、該当される方については、危機管理課まで情報提供をお願いします。
10	固定電話の無い方は空欄で良いか。	固定電話または携帯電話をお持ちでない方は、空欄のままで問題ありません。連絡先については、どちらかをご記入ください。
11	避難先が支援者と同一でない場合、避難先とされる方へ同意を得る必要があるのか。	避難先としてご協力いただける方には、原則として同意の確認をお願いします。支援者や避難先となる方への同意確認は、ご本人またはご家族から行っていただくようお願いしてください。
12	リストに掲載されている同意者が作成同意した時点より要介護が低くなり、要支援者の対象外となっている場合は、個別避難計画の作成が必要か？	対象者として、個別避難計画の作成をお願いします。作成をする段階で、「作成は不要」との申し出があった場合は、同意登録取り下げ書の提出をお願いします。
13	作成依頼や研修案内等が来ていないが、作成担当事業所でないと考えて良いか。	2025年度は試行段階のため、一部の事業所様にご協力をお願いしています。2026年度以降は、協力をお願いをさせていただく場合があります。
14	リストに掲載されている方で、施設入所されている方の同意登録取り下げについて。 確認者は誰になるか。 施設入所された時点でケアマネとは解約となっている。入所されている施設職員へ依頼しても良いのか。	施設入所者が同意登録を取り下げる場合は、原則として、ご本人またはご家族の意思を確認していただく必要があります。施設入所者については、同意登録取り下げ書の提出は不要ですので、入所先施設への依頼は行わず、危機管理課まで情報提供をお願いします。
15	個別避難計画のすべての欄が埋まらない場合、委託金は受領しなくて良いが、提出すれば完済したものと同等に有効活用してもらえるのか。	提出していただいた空欄がある個別避難計画も、情報共有や安否確認等に活用させていただきます。
16	対象者の方が亡くなられたが、同意登録取り下げ書の提出の必要があるか。	市のシステムで対象者から除外されるため、同意登録取り下げ書の提出は必要ありません。